

議案第4号

鳥取県就学指導委員会の委員について

鳥取県就学指導委員会の委員の任命について、別紙のとおり提出します。

平成21年5月19日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

## 鳥取県就学指導委員会委員（案）

（任期 平成21年6月30日から平成23年6月29日）

### 1 医師（5名）

氏名	職名	備考	
かわぐちこういち 川口孝一	鳥取こども学園希望館精神科医師	新任	40代
まえおかゆきのり 前岡幸憲	県立鳥取療育園長	再任	40代
すずきたけお 鈴木健男	県立中央病院耳鼻咽喉科部長	再任	50代
ならい 奈良井	県立厚生病院小児科部長	再任	50代
おんだたけし 恩田健史	鳥取赤十字病院眼科部長	再任	50代

### 2 学識経験者（6名）

氏名	職名	備考	
よしむらよりこ 吉村依子	伯耆町立二部小学校長	再任	50代
たむらまちこ 田村真千子	県立鳥取盲学校教諭	再任	30代
なかたのぶこ 中田宣子	県立鳥取聾学校教諭	新任	40代
つばいやはい 坪井弥生	県立鳥取養護学校教諭	再任	50代
やまねみほ 山根美保	県立米子養護学校教諭	再任	40代
いわたみつふゆ 岩田光冬	県立皆生養護学校教諭	再任	40代

### 3 児童福祉施設等職員（3名）

氏名	職名	備考	
いそたにひろこ 磯谷弘子	倉吉児童相談所判定保護課長	再任	50代
おかざきゆうじ 岡崎雄二	米子児童相談所判定保護課長	再任	50代
にしねまさこ 西根雅子	鳥取市立若草学園園長	再任	50代

女性委員の比率 50%

# 鳥取県就学指導委員会規則

昭和52年3月30日  
鳥取県教育委員会規則第7号  
平成6年8月2日一部改正  
平成7年4月28日一部改正  
平成19年4月1日一部改正

## (設置)

第一条 障害のある児童及び生徒（以下「障害児」という。）の適正な就学の促進を図るため、鳥取県就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第二条 委員会は、障害児の障害の種類及び程度の判別並びに就学指導に関する事項について調査審議する。

## (組織)

第三条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 医師
- 二 特別支援教育に関し知識経験を有する者
- 三 児童福祉施設又は児童相談所の職員

## (任期)

第四条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第五条 委員会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第六条 委員会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この規則は、公布の日から施行する。

3 この規則の施行の際、現に任命されている委員の任期は、改正後の鳥取県就学指導委員会規則第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

4 この規則は、公布の日から施行する。